

京都市告示第475号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局南部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成26年2月6日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
古川第二公園	伏見区羽束師古川町585-30	告示の日

(建設局南部みどり管理事務所)